



対象と思われる方の内
通知が届いておられない場合は
ご連絡ください

不足額給付II対象者 簡易判定表

		令和6年中の状況（R6年分所得税）				
		専従者		所得48万円超	扶養親族等	
		・本人として定額減税対象外 ・専従主の所得1,805万円以下	・本人として定額減税対象外 ・専従主の所得1,805万円超	・専従者ではない ・本人として定額減税対象外 ・扶養親族対象外	・専従者ではない ・所得48万円以下	
令和5年中の状況 (令和6年度分住民税)	専従者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人として定額減税対象外 ・専従主の所得1,805万円以下 	○ 4万円	○ 1万円	○ 4万円	○ 1万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・本人として定額減税対象外 ・専従主の所得1,805万円超 	○ 3万円	×	○ 3万円	×
	所得48万円超	<ul style="list-style-type: none"> ・専従者ではない ・本人として定額減税対象外 ・扶養親族対象外 	○ 4万円	○ 1万円	○ 4万円	○ 1万円
	扶養親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・専従者ではない ・所得48万円以下 	○ 3万円	×	○ 3万円	×

※この判定表のほか、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円支給されます。